

# 第151回東京都自然環境保全審議会

## 速 記 録

2022年7月25日（月）

WEBによるオンライン会議

○松岡計画課長 皆様、お待たせいたしました。定刻を少し過ぎましたので、ただいまより第151回「東京都自然環境保全審議会」を始めさせていただきます。

事務局を務めさせていただきます、環境局自然環境部計画課長の松岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

何か不具合等ございましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続きまして、会議中のお願いでございますけれども、会議中は、常にミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。また、カメラにつきましては通信状況の悪化を防止する観点からカメラを切った状態にしていただければと思います。

御発言になる場合には、Zoomの「挙手機能」の「手を挙げる」を使用してお知らせください。その際、カメラをオンにしてお待ちいただけると助かります。

会長が指名いたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は、委員、臨時委員38名中32名の方に御出席をいただいておりますので、規定により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。

名簿の順番に御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしましたら「ビデオ開始」にいただき、「ミュート解除」してお返事いただきますようお願いいたします。

まず、荒井委員。

○荒井委員 荒井でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

石井委員。

○石井会長 石井です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

板寺委員。

○板寺委員 板寺です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

井本委員。

○井本委員 井本でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

木川田委員。

○木川田委員 木川田です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

窪田委員。

○窪田委員 窪田です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

佐伯委員。

○佐伯委員 佐伯です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

高橋委員。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

田島委員。

○田島委員 よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

田尻委員。

○田尻委員 田尻です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

濱中委員。

○濱中委員 濱中です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

益子委員。

○益子委員 益子でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしく願いいたします。

安川委員。

○安川委員 安川です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしく願いいたします。

山崎靖代委員。

○山崎（靖）委員 山崎です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしく願いいたします。

山崎晃司委員。

○山崎（晃）委員 山崎です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしく願いいたします。

松田委員。

○松田委員 松田でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしく願いいたします。

森村委員。

○森村委員 森村です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしく願いいたします。

古城委員。

○古城委員 古城でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしく願いいたします。

里吉委員。

○里吉委員 よろしく願いいたします。

○松岡計画課長 よろしく願いいたします。

関口委員。関口先生はいらっしゃいませんか。ちょっと通信環境の状況が悪いようですので、後ほどお願いいたします。

保坂委員はまだですね。では、後ほど御確認させていただきます。

小林委員は御欠席ですね。

石川委員、よろしくお願いいたします。

○石川委員 石川です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしく願いいたします。

芳賀委員。

○芳賀委員 よろしくお願ひ申し上げます。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

細野委員。

○細野委員 細野です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

渡辺委員。

○渡辺委員 渡辺です。よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

相原委員。

○相原委員 相原です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

石田委員。

○石田委員 石田です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

一ノ瀬委員。

○一ノ瀬委員 一ノ瀬です。よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

小林達明委員。

○小林（達）委員 小林です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

須田委員。

○須田委員 須田です。よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

竹下委員。

○竹下委員 竹下です。よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

八尾委員。

○八尾委員 八尾です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

山中委員。

○山中委員 山中です。よろしくお願いします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

関口委員、入られましたでしょうか。

○関口委員 お疲れさまです。関口です。よろしくお願いします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

では、ありがとうございました。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

自然環境部長の和田でございます。

○和田自然環境部長 和田でございます。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 緑環境課長の茂野でございます。

○茂野緑環境課長 茂野でございます。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 水環境課長の清野でございます。

○清野水環境課長 清野です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 緑施策推進担当課長の青山でございます。

○青山緑施策推進担当課長 青山でございます。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 生物多様性戦略推進担当課長の大野でございます。大野課長。すみません、ちょっと通信環境が悪いようですので。

続きまして、森林再生担当課長の佐藤でございます。

○佐藤森林再生担当課長 佐藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 自然公園担当課長の三浦でございます。

○三浦自然公園担当課長 三浦です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 多摩環境事務所長の近藤でございます。

○近藤多摩環境事務所長 近藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 多摩環境事務所自然環境課長の上中でございます。

○上中自然環境課長 上中です。よろしくお願ひいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

多摩環境事務所環境改善課長の名取でございます。すみません、通信環境が悪いようです。

それから、下村先生。

○下村委員 下村です。よろしくお願いします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。

本日、環境局長の栗岡は業務の都合により欠席させていただいております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、傍聴の申出がありウェブで傍聴されますのでお知らせいたします。

それでは、石井会長、審議会の開会をお願ひいたします。

○石井会長 皆さん、こんにちは。石井でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第151回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。

審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思います。

事務局は傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴人入室)

○松岡計画課長 大丈夫です。

○石井会長 初めに、委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議会は、「都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議する」ことを目的として、設置されたものでありますので、本日の審議に当たりましても、「自然の保護と回復を図る」という観点から御審議をいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

では、事務局より資料の確認をお願いします。

○松岡計画課長 承知いたしました。

事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料1が「高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定」に関する資料でございます。

資料1-1が「高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(要旨)」でございます。

資料1-2が「高尾鳥獣保護区特別保護地区指定計画書(案)」でございます。

参考資料1-1が「鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について」。

参考資料1-2が「鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ」でございます。

続きまして、資料2は、「立川市錦町の温泉動力の装置について」に関する資料でございます。

資料2-1が「立川市錦町の温泉動力の装置について」の申請概要。

資料2-2が「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」。

参考資料 2-1、2-2、2-3 が「東京都における温泉の審査基準等に関する資料」となります。

続きまして、資料 3 が「生物多様性地域戦略の改定について」に関する資料でございます。

資料 3-1 が「生物多様性地域戦略（中間のまとめ）（概要版）」。

資料 3-2 が「生物多様性地域戦略改定に関する今後の予定」。

資料 3-3 が「生物多様性地域戦略（中間のまとめ）（案）」となります。

最後に、資料 4 が「保全地域の保全・活用プランの策定について」に関する資料でございます。

資料 4-1 が「保全地域の保全・活用プラン（中間のまとめ）（概要版）」。

資料 4-2 が「保全地域の保全・活用プラン（中間のまとめ）（案）」となります。

この他、「会議次第」と「委員名簿」となります。

それから、ちょっとここで、保坂委員がただいま入室されましたので、保坂委員、よろしくお願ひいたします。

○保坂委員 世田谷区長の保坂です。よろしくお願ひします。

○松岡計画課長 よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

そのほか、傍聴の皆様には、資料を東京都のホームページから閲覧いただけるようにしてございます。ホームページの URL は、先日メールでお知らせしておりますので、そちらを御覧ください。

資料の説明は以上となります。

○石井会長 それでは、これより審議に入ります。

本日の議案は、「諮問第 474 号 高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」の答申案になります。

事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を山崎鳥獣部会長から御報告をお願いしたいと思います。

まず、事務局より説明をお願いします。

○佐藤森林再生担当課長 それでは、高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、資料 1-1 で御説明したいと思います。

位置につきましては八王子市高尾山一円。

面積は 504 ヘクタール。

現在の指定期間としましては、平成 14 年 11 月 1 日から今年の 10 月 31 日までの 20 年間となっ

ているところです。

指定目的でございますけれども、高尾鳥獣保護区につきましては、標高599メートルの高尾山を中心とした地域でございます。

その中でも、高尾の鳥獣保護区特別保護地区の区域内というのは、暖温帯系の照葉樹林と冷温帯系の落葉広葉樹林と中間温帯林の分布境界にございまして、モミやカシやイヌブナ等の暖帯と温帯の天然林が共存するというところで、林相の変化に富んでおります。また、天然記念物に指定されているヤマネ、レッドリストの絶滅危惧種であるサンショウクイ、あるいはオオタカ、ハヤブサ等の猛禽類、モモンガなどの多種多様な鳥獣の良好な生息地となっております。こうしたことから、特別保護地区として指定されているところでございます。

こうしたことから、特別保護地区として指定しているわけなのですが、今般、指定期間の更新ということで、令和4年11月1日から令和24年10月31日までの20年間に更新いたします。

保護に関する方針といたしましては4つございます。こちらのほうに4つございますが、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限にするために、職員等が巡視するとともに、八王子市等の関係機関と連携を図って、普及啓発活動に取り組むでございます。また、20年間の指定の中間の10年後に、生息環境の変化を把握するための調査を実施いたします。こうした方針を指定計画書に反映してございます。

右下の指定までのスケジュールでございますけれども、令和3年12月20日に自然環境保全審議会への諮問をした後、2回の鳥獣部会を開催して御審議いただいております。また、八王子市など関係団体へ意見照会しまして、いただいた御意見に関しましては、都の見解をお伝えするなどして適切に対応しております。また、告示・縦覧等を実施しまして、御意見はございませんでした。

このことを経まして、本日の自然環境保全審議会での御審議という運びになっておりまして、高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定が適切であるとの答申をいただければ、環境省への提出、そして、10月下旬に指定公示という運びで考えております。

資料1-2が、鳥獣部会で御審議いただき修正しました高尾鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）となっております。

また、参考資料1-1と1-2に、それぞれ鳥獣保護区特別保護地区の位置づけ、指定までの流れを整理してございます。御参考にしていただければと思います。

簡単ではありますが、高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、鳥獣部会長から御報告をお願いいたします。

○山崎（晃）部会長 それでは、審議結果について御報告をさせていただきます。

鳥獣部会では今年の2月より計2回の部会を開催し、審議を行ってきたところです。

2月開催の鳥獣部会では、指定計画書の別表3、特別保護地区に生息する獣類リストについて、生息すると思われる獣類が漏れているとの意見がありました。

また、別表2、特別保護地区に生息する鳥類リスト作成の基となった調査について、いつの時期に調査したのかなどを記載したほうが良いとの意見もありました。

このことを受けて、6月開催の部会では、委員の意見を踏まえて加筆修正した計画書（案）が提出されました。獣類リストについては文献調査をするとともに、鳥獣部会委員及び東京都の保護上重要な野生動物種（本土部）、いわゆるレッドリストの改訂に関する専門部会の委員へ聞き取りをするなどして、カワネズミ、テングコウモリ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどが加筆されました。

また、鳥類リスト作成の基となった調査についての記載として、リスト掲載時に当たっては、令和2年度鳥獣保護区生息状況調査委託の夏季及び冬季調査を基に作成と追記されました。この修正案に対し、獣類リストに特定外来種であるアライグマが抜けているとの意見がさらに出されました。

また、鳥類リスト作成の基となった調査についての記載が、何か基になるリストがあってこの表が作られているのか、それとも、令和2年度鳥獣保護区生息状況調査だけで作られたものなのか分からないとの指摘がありました。

このことから、事務局でアライグマの生息状況を確認したところ、高尾地区を管轄しております東京都自然保護指導員、都のレンジャーが高尾特別保護地区内に設置したセンサーカメラにアライグマが映っておりましたので、獣類リストに追加しました。

また、鳥類リストの記載については、リスト掲載時は東京都における鳥獣保護区生息状況調査委託、最新のものは令和2年度ですね、などによる実施及び文献調査に基づき作成というふうに修正をして、本日、皆さんにお示しされている計画書（案）に取りまとまったところです。

以上の審議を経て、部会では計画案を答申案とすることを承認したものでございます。

以上で鳥獣部会での審議経緯についての報告を終わります。

○石井会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま、事務局及び山崎鳥獣部会長から説明がありました内容について御意見、御質問をいただきたいと思えます。

発言の際は、冒頭に事務局より説明がありましたとおり、Zoomの「挙手機能」を使用して手を挙げていただきたいと思えます。

また、質疑応答につきましては、委員の御意見や御質問をまとめてお伺いした上で、事務局よりまとめて回答していただくようにさせていただきます。

では、御意見がある場合はお知らせ願います。

それでは、特に御意見がないようですので、ここで、皆様にお諮りいたします。

異議のある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。

それでは、「諮問第474号 高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、本審議会として、鳥獣部会長の御報告のとおり、「適当である」と認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議のある方のみミュートを解除して「異議あり」の御発言をお願いします。

それでは、特に異議のある方がいらっしゃいませんでしたので、「諮問第474号 高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」につきましては、本審議会として、「適当である」ということで答申いたします。

この後の手続については、事務局でよろしく願いいたします。

○佐藤森林再生担当課長 ありがとうございました。

○石井会長 それでは次に、諮問第476号の温泉部会の案件について審議を行います。

事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を益子温泉部会長から御報告をお願いしたいと思います。

まず、事務局より説明をお願いします。

○清野水環境課長 水環境課長の清野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、御説明いたします。

今回の諮問案件は、諮問第476号立川市錦町の温泉動力の装置についての1件でございます。資料2-1により申請概要を説明させていただきます。

申請者は、株式会社立飛ホールディングス。

目的は、新規宿泊施設の温浴施設内の浴用に供すること。

申請地は、立川市錦町地内でございます。

当温泉の掘削につきましては、令和3年2月1日付で許可され、工事が令和3年8月1日に完了しております。

温泉井戸の概要としましては、深さ1,300メートル。泉温は37.2度。泉質名はナトリウム-炭酸水素塩・塩化物温泉です。

申請する動力は、出力11キロワット。吐出口断面積19.63平方センチメートル。吐出量は、毎分100から195リットルです。

揚湯量は、日量67.6立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有。周辺の概況としましては、JR西国立駅西隣に位置し、敷地周辺にマンションや病院等が存在いたします。

周辺1キロメートル以内の状況については、次のページの図2を御覧ください。申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円、湧水を丸で示しております。半径1キロメートルの範囲において既存源泉はございません。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸もございません。湧水は立川市内に6か所ございます。

本申請の概要は以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、益子温泉部会長から御報告をお願いいたします。

○益子部会長 温泉部会長の益子でございます。それでは、審議の結果について御報告させていただきます。

これから御説明いたします諮問第476号については、令和4年7月8日の第3回温泉部会において審議を行いました。

先に、温泉法の許可基準について御説明をいたします。

温泉法は、貴重な資源である温泉の保護を図ることを目的としております。このため、温泉掘削等の許可に当たっては、高度な専門的知識を要するものであるため、審議会等の意見を聴くこととしております。温泉法の許可基準としましては、一つは温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼすと認めるとき。それと、掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの。さらに、公益を害するおそれがあると認められるとき。この3つのほかは許可を与えなければならないとなっております。

東京都ではこのうち、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと。公益を害するおそれがないこと。この2つの許可基準について審査基準を2つ設けております。

まず1つ目の審査基準について、参考資料2-1を御覧ください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉から取ることとしております。

2つ目の審査基準について、参考資料2-2を御覧ください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、吐出口断面積及び1日の揚湯量の上限を定めております。23区の低地部においては、吐出口断面積を6平方センチメートル及び1日の揚湯量を50立方メートル以下としております。その他の地域においては、吐出口断面積を21平方センチメートル以下及び1日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

また、審査基準とは別に指導基準を設けております。参考資料2-3を御覧ください。これは、温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸や、区市町村が配慮を要するとしている湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという内容でございます。

それでは、資料2-2を御覧ください。諮問第476号立川市錦町の温泉動力の装置について、温泉動力の装置許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について御説明いたします。

まず1つ目、許可基準の適合状況につきまして御説明申し上げます。

(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用についてですが、当該温泉の深度は1,300メートルのため、周辺の既存源泉との距離が1,000メートル以上であることが基準となります。周囲1,000メートル以内に既存温泉は存在しないため、基準に適合していることを確認いたしました。

(2)の温泉動力の装置の許可に係る審査基準についてですが、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

(3)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについてですが、当該申請地の周囲1,000メートル以内には基準に該当する湧水が存在しますが、当該温泉井戸の取水予定深度は、湧水が湧出する地表近くの透水層とは深度が異なります。さらに、浅層部にセメントによる遮水が実施されており、浅層地下水の流入を防いでおります。

これらのことから、当該温泉が周辺の湧水に影響を与える可能性は低いと考えられ、基準に適合していることを確認いたしました。

次に、2、温泉部会における審議内容につきましては、電気伝導度等を含む温泉井戸のモ

ニタリングをしっかりと行い、温泉資源の保護に努めること。源泉の管理の一環としてモニタリングデータを分析するとともに、定期的に都に報告することなどの意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、立川市錦町における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

以上で私からの報告とさせていただきます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、温泉部会長からの部会報告を踏まえ、審議をお願いいたします。発言のある方はZoomの機能で挙手をお願いします。

こちらも、御意見や御質問をまとめてお伺いして、事務局にまとめて回答していただくようにさせていただきたいと思います。

では、何か御意見はございますでしょうか。

それでは、里吉委員、御意見をお願いいたします。

○里吉委員 温泉部会の皆さん、いつもありがとうございます。

この温泉部会の取組というのは、貴重な限りある資源である温泉をきちんと守ることと、地盤沈下を起こさないためということで、ルールを決めて毎回許可をするということで、許可基準に適合しているかどうかということで議論していただいていると思います。これは、我が党はずっとこの間申し上げてきているので今回も意見だけにいたしますけれども、私たちは、温泉は限りある資源であるため、国民共有の貴重な財産ということで高い公共性を持っているということで、公共性の高いもの以外は極力避けるべきであるという立場です。今回、ホテル建設のためということですので、こういう温泉の許可は私どもはこれまでも反対してきましたが、今回も反対ということで意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○石井会長 そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か御発言はございますか。

○清野水環境課長 特にございません。

○石井会長 それでは、御意見を伺いましたので、ここで、皆様にお諮りしたいと思います。

異議のある方は、ミュートの解除の準備をお願いします。

諮問第476号 「立川市錦町の温泉動力の装置について」につきましては、本審議会として、温泉部会長の御報告のとおり、「許可相当である」と認め、知事に答申したいと存じますが、

よろしいでしょうか。

○里吉委員 異議ありです。

○石井会長 それでは、反対の意見がありましたので、個別の採決をしたいと思います。

なお、臨時委員の方につきましては、議事に関係のある温泉部会の石田委員のみ採決に加わることとなりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、「諮問第476号 立川市錦町の温泉動力の装置について」採決を行います。反対の方は発言のときと同様にZoomの機能で挙手をお願いします。

(反対者挙手)

○石井会長 それでは、反対少数と認めます。

ただいまの結果、「諮問第476号 立川市錦町の温泉動力の装置について」につきましては、本審議会として、「許可相当である」ということで答申いたします。事後の事務につきますは、事務局でよろしくをお願いします。

○清野水環境課長 ありがとうございます。

○石井会長 それでは、続きまして、計画部会に付託しました「諮問第456号 生物多様性地域戦略の改定について」、中間のまとめ（案）がまとまったとのことですので、計画部会長より御報告をお願いします。

○佐伯部会長 計画部会長の佐伯です。

私からは、東京都生物多様性地域戦略の改定について、中間のまとめ（案）に関わる計画部会での審議経過について御報告をさせていただきます。

東京都生物多様性地域戦略の改定については、2019年・令和元年12月17日に都知事から当審議会に諮問をいただき、同日、計画部会に付議されたものです。検討に当たって、計画部会の中に、生物多様性に関して専門的な知見を持つ民間の有識者の方を専門委員に加えた改定検討会を設置いたしまして、東京の生物多様性の現状と課題、東京の生物多様性の将来像と将来目標、そして、将来像と将来目標の実現に向けた取組の方向性について、これまで10回にわたり議論を進めてまいりました。専門委員の方々のバックグラウンドは多様で、様々な角度から御意見をいただきました。また、毎回議論が白熱することが多くて、時間をオーバーしてしまった会議も多数あった次第です。

まず、第1回から第3回の改定検討会では、東京の自然の特徴や地域戦略の改定に求められる新たな視点、また、東京における生物多様性の将来像などについて、委員の皆様から幅広く意見をいただきました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響により審議を休止した期間がありましたが、第4回から第6回の改定検討会では、東京における生物多様性の現状と課題、東京の将来像や将来像の実現に向けた基本戦略などを盛り込んだ地域戦略のたたき台であるゼロドラフトについて精力的に議論をいただくとともに、都民への意見募集についての御意見もいただきました。

昨年、2021年8月にはこのゼロドラフトを公開し、東京の将来像に関して、都民の皆さんから意見募集を実施しました。

その結果、企業、NPO、NGO、教育研究機関など団体からの御意見が31件、また、個人の方からの御意見が88件、合計119件という大変多くの御意見を頂戴し、これら都民等から寄せられた意見などを踏まえて、第7回から第10回の改定検討会で、将来像実現に向けた2030年目標などを盛り込んだ中間のまとめ（案）の策定に向けて、検討、議論を積み重ねてきたところ です。

本日は、これまで検討を行った内容について、計画部会、改定検討会の中で一定の結論を得ましたので、中間のまとめとして本審議会に報告させていただきます。

この後もパブリックコメントを通じて、都民、あるいは事業者の方々から御意見をいただいて、さらに最終答申に向けて議論を深めていく予定です。

以上が計画部会での審議の経過についてですが、私としては、専門家や行政だけでこうした計画を決めていくのではなく、むしろ東京の自然のこれからの在り方について、都民の方に広く、また、いろいろな関係者の方にもぜひ考えていただいて、皆で考えてつくり上げていくといった地域戦略にしていけたらと思っております。

詳しくは、この後事務局から説明があるかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

○石井会長 ありがとうございます。

続いて、事務局からお願いいたします。

○青山緑施策推進担当課長 緑施策推進担当課長の青山でございます。

今、部会長から御説明いただきましたとおり、私からは、東京都生物多様性地域戦略の改定について、中間のまとめ（案）について御報告さしあげたいと思います。

画面で共有いたしますけれども、お手元でございます資料3-1「東京都生物多様性地域戦略（中間のまとめ）（概要版）」を御覧ください。

資料につきましては、事前にお送りしております資料3-3が「東京都生物多様性地域戦

略の改定について（中間のまとめ（案））」の本文となっておりますけれども、本日はお時間が限られておりますので、ポイントとなる事項を取りまとめましたこちらの概要版で説明さしあげたいと思います。

まず、1枚目のスライドでございます。こちらは、中間のまとめ（案）の第1章、生物多様性とは、に関する内容となります。

上段が地域戦略の法的位置づけ、対象地域及び計画期間でございます。本地域戦略は、生物多様性基本法に基づきます都内における計画でございます。対象地域は都内全域。また、計画期間は、現在、国が検討を進めております次期生物多様性国家戦略と合わせ、2030年度までとしてございます。

中段の生物多様性の恵みは、生物多様性に関する基本的な事項である生物多様性とは何か、また、生物多様性の恵みである「生態系サービス」に関する説明となっております。食料や木材など、日々の生活に必要な資源を供給する機能である供給サービスなど、「生態系サービス」は4つに分類されるということをお示ししてございます。

資料下段でございます。急速に失われる地球上の生物多様性でございます。人間活動による影響が主な原因で、地球上の種の絶滅スピードは自然状態を大きく逸脱しているということが分かってきてございます。

左側の世界人口の増加と種の絶滅危機を示すグラフでは、オレンジ色の世界人口の増加と比例しまして緑色の絶滅種数も増えていることを示しております。

こちらの右側の図でございます。プラネタリー・バウンダリーという人間活動による地球システムへの影響を評価する方法の一例となっております。地球の変化に関する評価項目が幾つかございますが、左側中央の「種の絶滅の速度」につきましては、高リスクの領域にあるというふうに分かってございます。

このようなデータからも、このままでは、生物多様性の恵みが受けられなくなる危機的状況であるということに言及してございます。

次の2枚目を御覧ください。

資料上段が第1章に関する内容でございます。生物多様性を取り巻く国内外の状況でございます。

左側上段のお金の流れが変える企業活動では、先ほど御説明をした地球規模での生物多様性の危機が認識され始め、世界の企業や金融機関の間で生物多様性保全の機運が高まっているとして、企業経営の持続可能性を考慮することで投資リスクを軽減するESG投資など、企業

活動におきまして生物多様性に配慮・貢献する取組を評価する動きがあることを記載してご  
ざいます。

また、その下のポストコロナ社会と生物多様性では、新型コロナウイルス感染症は、野生  
生物を由来とする人類共通感染症の可能性があり、人間による深刻な環境破壊が、未知のウ  
イルスを持つ野生動物との新たな接点をつくり出しているとするこうした国連の報告書の指  
摘を紹介してございます。ポストコロナ社会では、人と自然との関係を見直すということが  
求められていること、また、人の健康は家畜を含む動物の健康や健全な自然環境と一体であ  
るというワンヘルス・アプローチという考え方が注目されていることにも言及してございま  
す。

右側上段の愛知目標の達成状況では、2010年に開催されましたCOP10で採択されました愛知  
目標の達成度に関する厳しい評価に触れてございます。

また、その下のCOP15と国の動向では、昨年10月に開催されましたCOP15第1部で採択され  
た昆明宣言。また、今年の12月にはカナダのモントリオールで第2部が開催され、新たな国  
際目標である「ポスト2020生物多様性枠組」が採択される予定であること。さらに、このCOP15  
の成果を受けまして、来年3月には、次期生物多様性国家戦略が策定予定であることを紹介  
してございます。

次に、3枚目のスライドでございます。こちらが、中間のまとめ（案）の第3章、東京の  
将来像に関する内容となっております。

この将来像につきましては、新たな国際目標と、現在策定中の次期生物多様性国家戦略の  
検討状況を踏まえまして、2050年を想定しております。

2050年の東京の将来像につきましては、先ほどの問題意識などを受けまして、上段囲みに  
あります基本理念を掲げました上で、将来像を設定しております。

この中間のまとめ（案）では、1枚目のスライドで御説明いたしました生態系サービスご  
とに将来像を設定しております。

中央左側の図でお示しをしたとおり、基盤サービスでは、豊かな自然があふれ生きものと  
共生する都市。供給サービスでは、都内外の自然資源を持続的に利用する都市。調整サービ  
スでは、自然の機能が発揮されたレジリエントな都市。最後の文化的サービスでは、自然の  
恵みにより生活を豊かにする都市というふうにございます。

また、生態系サービスごとの将来像に加えまして、大都市東京ならではの目指すべき姿を  
2つ、右側、あと下段のほうでお示しをしてございます。

右側の図でございますが、【都内のあらゆる場所で生物多様性の保全と持続的な利用が進んでいる】といたしまして、生物多様性上重要な自然地が、在来の生きものの通り道となる緑地、あと、河川等によりネットワーク化されるエコロジカル・ネットワークの構築。また、市街地内の公園や屋敷林・企業緑地、個人宅の庭などの小さなみどりの質が向上し、都市空間全体で生物多様性の質の向上が図られていることを、イラストと併せてお示ししてございます。

こちらの下段でございます。【都内だけでなく、日本全体・地球規模の生物多様性にも配慮した行動変容が進んでいる】といたしまして、東京都内、日本全体、地球全体が相互につながっていることがイメージできるイラストも併せてお示ししてございます。

次に、4枚目のスライドを御覧ください。こちらからが、中間のまとめ（案）の第4章、将来像の実現に向けた目標と基本戦略に関する内容となっております。

目標年次につきましては、新たな国際目標、また、次期国家戦略の検討状況を踏まえまして、2030年と設定してございます。

まず、中段左側の2つの囲みを御覧ください。国際的に検討されている2030年目標とございますけれども、2021年6月のG7コーンウォールサミットで合意された「自然協約」の中では、ネイチャーポジティブということが明言されております。

また、2021年10月のCOP15第1部で採択された昆明宣言、この中では、2030年までに生物多様性の現在の損失を回復させ、回復軌道に乗せるということが示されておまして、世界では、このネイチャーポジティブに向けた動きが加速していく状況にございます。

世界の生物多様性を回復軌道に乗せていくためには、行政だけでなく、都民、民間も一体となって取り組む必要がございます。そのため、今後、多くの人々の賛同を得て参画を促すためのキーワードの下、地球規模の課題にも対応した行動に変革していけるよう、この世界目標であります「ネイチャーポジティブの実現」への貢献を明確にするため、上段囲みにございますとおり、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現というものを2030年のアウトカム目標として設定いたしまして、あらゆる主体が連携して目指す旗印というふうにしてございます。

中央右側では、ネイチャーポジティブ実現のイメージ図でございます。縦軸が生物多様性の状態というものを表してございますけれども、この点線でお示ししておりますように、左から右に向かいますと、中央の2030年時点を境に回復軌道により2050年の将来像に向けてさ

らに回復していくイメージをここで描いてございます。

この2030年目標の実現に向けましては、「ネイチャーポジティブ」の実現に貢献し、地球規模の課題にも対応した行動変容というものが必要でございます。

また、行政だけでなく都民、事業者、民間団体、教育機関など様々な主体が連携・協力する必要がございます。

そのため、様々な主体が取組を進めていく上での指針といたしまして、この下段に記載しておりますとおり、3つの基本戦略を掲げてございます。

基本戦略Ⅰは、生物多様性の保全と回復。

基本戦略Ⅱが、生物多様性の持続的な利用。

基本戦略Ⅲが、生物多様性の価値の認識と、地球規模の課題にも対応した行動変容というふうに設定してございます。

最後に、5枚目のスライドを御覧ください。引き続きこちらも第4章に関する内容となっております。

ただいま御説明した3つの基本戦略は、様々な主体が連携、協働しながら着実に進めていく必要がございます。そのため、都民、事業者などにも伝わりやすく、ともに目指すことのできる行動目標というものを基本戦略ごとに掲げてございます。

初めに、左側の囲みでございます。こちらが基本戦略Ⅰの行動目標でございます。緑や水辺などの生育、生息環境の確保、あと、緑の質の向上に関する取組に加えまして、個別の生物種の保全に着目した取組の両輪の取組が必要と考えまして、行動目標を2つ設定してございます。

こちらの上段でございますが、こちらが場の確保と質の向上に関する行動目標でございます。生物多様性バージョンアップエリア10,000+というふうに設定してございます。「自然地の保全管理」「みどりの新たな確保」「公園・緑地の新規開園」によりまして、森林、緑地、水辺などの生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」というふうに位置づけまして、行政として10,000haを目指してまいります。さらに、行政だけでなく、民間などの取組を「+（プラス）」ということ表現いたしまして、様々な主体とともに取り組める目標としてございます。

また、こちらの下段でございます。こちらは、個別の種の保全に着目した行動目標でございます。新たな野生絶滅ZEROアクションというふうにいたしました。地域戦略の改定に伴う生き物対策の視点でございまして、野生生物種の新たに野生絶滅する種がゼロとなるよう

な取組を、都民など様々な主体とともに実施することを目標としてございます。

続けて、こちらの真ん中の囲みが基本戦略Ⅱに関する行動目標でございまして、Tokyo-NbSアクションの推進～自然に支えられる都市東京～といたしました。NbS（Nature-based solutions）とは聞き慣れない言葉かと存じますけれども、こちらの中央に記載のとおり、自然の機能を活用した社会課題の同時解決のことでございまして、生物多様性は、生き物の生息、生育環境以外に、食料の供給でありますとか災害防止など、社会的課題の解決に資する様々な価値というものを有してございます。

その下にNbSの具体的な例を少し簡単に図示してございますけれども、最近よく聞かれますグリーンインフラというものもNbSの中に含まれてございまして、減災機能を強化する目的で、例えば、緑地、あと、雨水貯留浸透施設等を整備しまして、地下水の涵養でありますとか雨水流出を抑制することで自然災害リスクの低減に貢献します。こちらは分かりやすい例としてお示しいたしましたが、こうした大都市東京を支えている自然を活用した様々な解決策、つまり、NbSとなる取組を、行政や事業者、民間団体などの各主体がともに推進することを目標といたしました。

最後になりますが、右側の囲みが基本戦略Ⅲの行動目標でございます。生物多様性都民行動100%～一人ひとりの行動が社会を変える～といたしました。生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、生物多様性の言葉の認知や意味の理解だけでは足りませんで、都民一人一人が実際に行動に移すことが何よりも重要でございます。

中央には、2020年の都政モニターアンケート結果を記載しております。「自然環境や生きもののために日頃から心がけていること」の設問に対しまして、特に何もしていないと答えた層が約1割いらっしゃいました。ここをゼロにしていくイメージとなりますけれども、都民の行動に焦点を当てまして、保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標といたしました。

資料の下段でございます。ただいま御説明をした行動目標を実現するため、基本戦略ごとに合計で10個の行動方針を設定してございます。

基本戦略Ⅰでは、地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全など。

基本戦略Ⅱでございまして、こちらでは防災・減災等につながる自然の機能の活用など。

基本戦略Ⅲに対しましては、都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容などを設定いたしまして、この10個の行動方針のそれぞれの下に、施策の方向性でございまして具体的な行動方針というものを定めてございます。

資料3-1の説明については以上でございます。

続きまして、資料3-2について御説明いたします。地域戦略改定に関する今後の予定でございます。

まず、右側の囲みでございます。こちらは、先ほども御説明いたしました国際動向及び国の動向となっております。資料に記載しましたとおり、COP15の第2部が、本年12月5日から17日にカナダのモントリオールで開催されまして、新たな国際目標でございますポスト2020生物多様性枠組が採択される見込みとなっております。そのCOP15の結果を受けまして、一番下になりますけれども、国の次期生物多様性国家戦略が来年3月に閣議決定する見込みということになってございます。

今度は左側でございますけれども、都の地域戦略の改定でございます。こちらの囲みでございますとおり、本日の自然環境保全審議会に御報告をした後、明日から約1か月間、パブリックコメントを実施いたします。そして、パブリックコメントでいただきました御意見などを踏まえ、答申案を取りまとめまして、本年11月から12月頃を目途に、再び改定検討会、また、本環境保全審議会での御議論を経まして、答申をいただきたいと考えてございます。答申をいただいた後でございますけれども、国の国家戦略の策定に合わせまして、今年度末には地域戦略を改定していきたいと考えてございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告を踏まえ、御意見のある方は挙手願います。

なお、本日の進め方ですけれども、御質問に対してはお答えさせていただき、いただいた御意見につきましては、パブリックコメント後に開催する部会で議論していただいた上、最終答申に反映させていただければと考えております。

なお、本日は時間も限られていまして、御意見を全て伺えない可能性もありますので、別途、事務局宛てに御意見をいただく機会も設けたいと考えております。

それでは、御質問、御意見をお願いします。いかがでしょうか。

それでは、田尻委員、お願いします。

○田尻委員 ありがとうございます。田尻です。

最初のほうのスライドの5ページ目になるかなと思うのですがけれども、生物多様性バージョンアップエリア10,000+のところです。こちらの説明文の中に「公園・緑地の新規開園」という言葉も入っているのですがけれども、同じく生物多様性枠組みの中に入ってくるである

う30by30との関係がどうなっているのかなというのをちょっとお聞きしたいです。あともう一つ、こういったエリアに選定された場合に、改正温対法のほうの絡みになりますけれども、促進区域からは除外されるのかどうかその辺が何かイメージされているところがあったら教えていただきたいなと思っております。

私からは以上です。

○石井会長 一応御質問をまとめてお聞かせいただいて、まとめて御回答ということにしたいと思います。

森村委員、お願いします。

○森村委員 森村でございます。

今出ている画面でまさに結構なのですが、基本戦略Ⅰの下の10の行動方針というところで、一番下に自然環境情報の収集・保管・発信と記されている部分なのですが、ぜひ収集・保管・発信にとどまらず、保管の次に分析という一語を入れていただき、その分析に資する、分析が可能な状況あるいは機能を都としてもしっかりつくっていただきたいと思っております。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

では、山崎靖代委員、お願いします。

○山崎（靖）委員 ありがとうございます。

同じページなのですが、一番左の基本戦略Ⅰの写真のところに、豊かな林へバージョンアップとなっているのですが、こちらはどうして林にされたのかなと。私のように林業をやっている者からすると森ではないのかなと思いました。お聞かせいただければと思います。

以上です。

○石井会長 それでは続いて、里吉委員、お願いします。

○里吉委員 私、改めてというか、ちゃんと読ませていただいて改めて生物多様性が本当に危機的な状況だということを改めて認識して、そのことがどれだけ都民とか企業とかいろいろなところにちゃんと伝わっているかということが本当に大事ななと思いました。新たな視点で、2030年までに生物多様性を回復の軌道に乗せるために緊急の行動を取るということで、30by30ですとかさっきのいろいろな話が、10の行動指針なども出てきたのですが、そ

こでちょっとお伺いしたいのです。この中間まとめ（案）の20ページに、東京都生物多様性地域戦略と、それから、東京都が持っているいろいろな環境基本計画だとかいろいろなビジョン、指針、方針と整合を図るというふうに書いてあるのです。

すみません、20ページです。

本当にそのことが必要だなと思っていて、今、CO<sub>2</sub>排出ゼロにするということで、環境局ではなくて各局を挙げていろいろな取組をすごい、今までと全然違うステージで取組が、おとし、その前とは考えられないぐらいのスピードでCO<sub>2</sub>排出を減らすということで動き出していますよね。生物多様性を守るというか、これを何とかするためにも、やはり同じ危機感で同じように全庁的に取り組むことが必要なのだなということを改めて私はこの中間まとめを読んで認識しました。

そして、基本的事項ということでいろいろ書いてあるのですが、ここに名前がいろいろ出ているもので下に「など」と書いてあります。この小さい表ですけれども、そういうところと整合させるということは、やはりこの計画だとかビジョンだとかも変えていくという、生物多様性をちゃんと守るというかするためにこちらも変えてくということも東京都としては取り組まなくてはいけないのではないかなとちょっと思ったのですけれども、そのことについて、今、どういう認識かというのをちょっと聞いておきたいなと思いました。

それから、基本的な緑の考え方として私がずっと気になっていたのは、今、みどり率でこの紙も書いてありましたけれども、緑被率からみどり率に変わって、緑の捉え方がちょっと弱くなっているというか、そういうふう認識しているのです。ここには緑の質を上げるとか自然環境の質の問題も出てきていて、多様性も大事なのだけれども、緑の質についてもここではいろいろ取り上げていただきたいなということで、これは意見ですけれども、思いました。

以上です。

○石井会長 御意見、それから、御質問を伺いましたけれども、取りあえずここまでのところで、御質問あるいは御意見について、事務局からお答えをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○青山緑施策推進担当課長 事務局、青山でございます。

多数御意見、御質問を頂戴してありがとうございます。

初めに、田尻委員から、バージョンアップエリアで設定している自然地の保全管理、あと、公園緑地の特に新規開園の部分、これが国の30by30の目標との関係でどうなっているかとい

う御質問と、あともう一つは、改正温暖化対策法の促進区域との関係についての御質問だったかと思います。

すみません、後段の温対法の促進区域との関係につきましては大変申し訳ございません。私は勉強不足でございまして、今後確認をさせていただきたいと思いますが、30by30との関係でございますが、今、国の国家戦略の検討会、あとは、30by30に貢献するための民間等の取組の検討会が進められているかと思います。

まず、30by30の考え方につきましては、自然保護エリアというふうに言われておりまして、今、具体的には、国のほうでいますと国立公園でありますとか国定公園が該当するのではないかとと言われておりまして、まだ確定をしたというふうにはちょっと私どもは認識してございません。この公園・緑地の新規開園につきましては、新たに拡張する面積という捉え方をしておりまして、少し保護区域とは別の捉え方になるのかなと考えてございます。

続きまして、森村委員から御質問いただきました、今、画面で御覧いただいております自然環境情報の収集・保管・発信のところにつきまして、やはり分析が必要だという御指摘、そのような機能というものをきちんとつくってほしいという御質問、御要望がございました。こちらにつきましては私のほうも、やはり情報をきちんと収集し保管・発信するためには、分析をした上できちんと正しい情報を発信するということが必要だというふうに認識してございますので、これから答申をまたパブコメ後にまとめていきますけれども、その中で反映させていただきたいと考えてございます。

続きまして、山崎靖代委員から御指摘がございました。今、御覧いただいておりますこの写真でございます。このキャプションの部分でございます。大変恐縮でございます。これの豊かな林というのは誤りでございまして、豊かな森林という意味合いで私どもは使っておりますので、そういう形で修正させていただきたいと思っております。

最後に、里吉委員から1点御質問、1点御要望をいただいたかと思います。

ちょっと画面共有をさせていただきます。

生物多様性の危機感については非常に危機感を持ってやるべきという認識をいただきまして、我々もそういう形で当然捉えてございます。これから策定いたします地域戦略につきましては、やはり東京の行政計画ということでございますので、こちらで御覧いただいております他の行政計画との整合というものは当然図っていく必要があると考えてございます。今、これをすぐに変えていくのかどうかという御質問だったかなと思うのですが、それぞれやはり計画期間がございまして、それぞれ改定の時期というものがまちまちだと考えて

ございます。一方で、この地域戦略の策定に当たりましては、現在でも庁内の検討会議というものを、関係局を集めて定期的を開催してございます。そうした中で、今後、地域戦略策定後につきましても、引き続き庁内の関係機関を集めた検討会をちょっとつくりたいなど考えてございますので、その中で各局の事業、あとはこうした計画との整合を図っていききたいなど考えています。

あと、最後は御意見だったかと思います。緑被率からみどり率に変わったことでちょっと弱くなったのではないかと。もう少し質に関する取組も取り上げたほうがいいのではないかと御意見だったかと思います。本文中にも、我々は量とあとは質に関する取組ということで、当然そういう認識の上で書かせていただいておりますので、やはり生物多様性の機能を確保するという意味では、生き物のこともそうですが、生物多様性に寄与する緑の在り方というものも取り組んでいく必要があると考えてございます。

私からは以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

御質問の内容についてはよろしいでしょうか。

そのほか、追加で御質問、御意見があればお願いします。

古城委員、お願いします。

○古城委員 古城でございます。

会長、御指名いただきましてありがとうございます。

ちょっと簡潔に2点、意見を申し上げさせていただければと思います。

まず一つは水循環の時点、それからもう一点は、いわゆる気候変動への対応ということでちょっと意見という形で申し上げさせていただければと思います。

まず、1点目の水循環についてですけれども、国のほうでは水循環の基本計画の中で生態系の基盤であると。生物多様性を保全する観点からも極めて重要だという認識が示されております。

これはちょっと個人的な考えでございますが、この生物多様性を都民の皆様に広く認識、御理解いただく。先ほどの基本戦略の中の3番目にも関わることだと思いますけれども、どういう形でこの生物多様性を御理解いただくのかというときに、私はこの水の視点というのは非常に親しみやすいのかなと思っています。

私は地元が新宿区でございますので、都心部、また、センター・コア・エリアと言われるところですが、この緑であったり、もっというと森林というところに親しみがなかなか立地

上難しい。一方で、川が流れていてそれは東京湾へ注ぎ込んでいくというときに、この水の視点というのはまさに生物多様性の一步になるかなと思っています。

この夏、区では、神田川の親水広場というのを設けて、水と親しんだり、また、鮎が遡上するようなこともあるので、子供たちにとっては非常にそういう学びの場にもなっているかなと思っていますので、ぜひ今回の生物多様性のこの地域戦略の中で水循環の視点というものを、拝見しておりますとしっかり書き込まれていることはよく理解をしているのですが、先ほど申し上げた国の方針としてもやはり基盤となるところかなと思いますので、もう少し表に出すというか、そういうことも御検討いただければと思っています。

それから、2点目として申し上げさせていただきたかったのが、気候変動の対応というところでございます。これは鶏が先か卵が先かみたいなところがあって、何をこの最大値に取り組んでいくのかというときに、生物多様性、気候変動というのはまさしく物の見方、角度によってどちらが重要だというのはなかなか様々な議論があろうかとは思いますが、やはり気候変動の影響というのが、当然、生物多様性に大きな影響を及ぼしている中であって、先ほど申し上げた水循環の視点にもかかりますけれども、例えば、防災の視点というところからしてもこの気候変動への対応というのは大きなものになるかと思っています。

そうした中で、先ほどほかの委員の方からも御指摘がありました。都の様々な計画、法定計画も含めたそうしたプランとの整合性という中で、この気候変動への取組というのをぜひともこの生物多様性の分野においても大きく御検討いただきたいと思います。災害だけではなくて、私たちの暮らしのその資源であったり、また、東京の魅力の一つである観光資源の変化というところにもこの気候変動というのは大きく関わってくるかと思っていますので、御検討いただければと思います。

以上2点、水循環、それから、気候変動について意見とさせていただきます。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

では続けて、安川委員、お願いします。

○安川委員 東京都で豊かな自然があるところといたしますと、まず思い浮かべるのが、比較的西のほうにある山とか森林の地帯なのですけれども、そういったところでの生物というのは、生物には県境はありませんので、多分、ほかの県、例えば、山梨県、神奈川県、埼玉県辺りとの情報交換ですとか、何かその協力のようなことが重要なのではないかと思いますので、今までも行われているのかもしれませんが、その辺はちょっと明確にしてい

けるといいのかなと思いました。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

森村委員、お願いします。

○森村委員 事務局の青山課長、先ほどの私からの御意見に対して分析を加えたいということでもいただきましてありがとうございました。実はこれは議会活動や委員会の中でも5年ほどずっと働きかけをさせていただいている、東京都に今、自然史博物館なるものがないという問題意識において、ぜひこうした自然情報の発信拠点をつくっていくべきだということでお話を申し上げているのです。今、2行ぐらいそこに関わる記載が本文中にもあると拝見しているのですが、結構コラムだとかかなり図表や写真を充実して今回の中間のまとめをつくっている中で、そうした問題意識についてももう少し厚めにぜひ記載いただきたいという要望に加えまして、先般、東京都のほうで発表いただきましたデジタルミュージアムの構想もあると思いますので、その辺も併せて記載いただければと思っております。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

では、私からもごく簡単にコメントします。資料3-1の5ページのところに行動方針というのが10挙げられています。これは東京都の地域戦略なので、この行動方針が、具体的にさらにどういうことに結びついていくとか、計画につながっていくかということができるだけ細かく分かるような、そういうことに配慮して今回の地域戦略をつくっていただければと思います。

それでは、今、御質問、御意見いただいた点について、事務局から御回答をお願いしたいと思っております。

○青山緑施策推進担当課長 事務局、青山でございます。

再び御意見、御質問いただきありがとうございます。

古城委員からは2点ほど御意見を頂戴いたしまして、水循環の視点をもうちょっと出してほしいというお話、あと、気候変動との関係でございまして、やはり気候変動の対応も大切なので、この戦略との整合性というのをきちんと図っていく必要があるだろうという御指摘をいただいております。

私どももそういうふうに認識してございまして、水循環につきましては、現状と課題の部分になりますけれども、これまで東京の地形、あとは水環境、あとは緑環境を形づくってきた歴史についても触れさせていただいてございまして、水の、例えば、河川とか、あとは水路、あとは海域、こちらについても生物多様性保全上非常に重要な場所であると認識しております。

もう一点、CO<sub>2</sub>との、気候変動対策等の影響でございまして、こちらにつきましても、気候変動の特に適応策の部分で申し上げますと、やはり公園の設置でありますとか森林の保全というのもその適応策の中に当然含まれているということがございまして。気候変動対策につきましても同じ環境局の中で検討を進めているということになってございまして、そこからはきちんと整合が取れるように今後調整を進めさせていただければと考えてございまして。

続きまして、安川委員からは生物に県境はないよというお話、当然ながらそういう認識でございまして、隣接県との協力というものは重要だろうという御指摘をいただいております。東京都におけます地域戦略でございまして、この戦略の対象につきましては東京都全域ということは当たり前といえば当たり前のことなわけですけれども、ただ、今申し上げた動物は県境がないという話、あとは水の流域につきましてもやはり水源林でいうと山梨県のほうまで広がっているという現状がございまして、必要に応じて隣の県であるとか関連地域の一部につきましてもこの戦略の中での取組として含めたいということで考えてございまして。

続きまして、森村委員から2点ほど御意見をいただいております。自然史博物館の件についてきちんと取り組んでいただきたいというお話だったかと思っております。自然史博物館につきましては、委員御指摘のとおり、東京が唯一、関東周辺ではないという実態がございまして、これまで検討を進めてございました改定検討会の中でも委員からやはりそのような御指摘はいただいたところでございまして、そうしたこともございまして、きちんと施策の方向性の中で情報の収集、保管、発信、分析ということをやっていくこと。あとは、きちんとそうして集めた情報をモニタリングしていくこと。さらには、そういった情報を一元化して、最新のデジタル技術を活用して発信していく拠点整備を検討しますといったことを方向性の中で記載してございまして、それを受けて具体的な施策、あと事業、こちらを具体化していきたいと考えてございまして。

一つはデジタルミュージアム構想です。こちらは今年度予算の中で予算化された事業でございまして、こちらにつきましても大変申し訳ございません。具体的な事業ということ

ですので、この答申をいただいた後、具体的な事業を取りまとめましたアクションプランというものを今後策定を予定してございますので、その中で記載させていただければと考えてございます。

最後に石井会長から、行動方針について具体的な中身に結びつくように配慮してつくってほしいというお話をいただいております。ただいまちょっとお話を差し上げましたとおり、答申をいただいた後でございますが、東京都の施策、あと、事業を取りまとめたアクションプランというものを、今、策定予定としてございます。そのアクションプランの中にきちんと事業の中身でありますとか、あとは施策の中身というものを書き込んでいければと考えてございます。それを取りまとめまして、最終的に地域戦略というものを3月、年度末を目途に策定していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

本日は時間も限られていますので、一旦ここで、特にとということがなければ質疑を終了させていただきます。初めに申し上げたとおりに、明日以降、事務局宛てに御意見をいただく機会を設けたいと考えております。詳細については、後ほど事務局から別途御案内することになっておりますので、よろしく申し上げます。

では、よろしいでしょうか。

では、引き続き答申に向けて、計画部会で審議をお願いいたします。

○青山緑施策推進担当課長 どうもありがとうございました。

○石井会長 それでは続きまして、計画部会に付託しました「諮問第475号（仮称）保全地域の保全・活用プランの策定について」、中間のまとめ（案）がまとまったとのことですので、計画部会長より御報告をお願いします。

○佐伯部会長 では、もう一つ、計画部会から御報告をさせていただきます。

保全地域の保全・活用プランの策定について、中間のまとめというものについて、計画部会におけるこれまでの検討の経過について報告いたします。

この保全地域というのは、東京における自然の保護と回復に関する条例によって、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを東京都自らが指定して保全管理をしていくという制度です。

本日は、資料4-1で中間のまとめ（案）の概要版を、資料4-2で中間のまとめ原案として提示されています。

計画部会では、プランの構成や内容について、2022年1月5日の諮問、同日付の計画部会への付託以降、これまで1月28日、3月28日、5月23日の計3回にわたって議論を重ねてまいりました。

まず、1月の検討会ですが、プランの素案について事務局からの説明の後、保全地域の価値や魅力を向上させる方策や目指す姿、その実現に向けた今後の取り組むべき施策などについて議論を行いました。その中で希少種の保全対策や生物多様性について、また、画一的な管理ではなく保全地域ごとの特性を踏まえていくことや、身近な自然として地域住民や都民に親しまれていくことなど、委員の皆様から幅広く意見をいただきました。

次に、3月の計画部会ですが、その際には担い手育成や情報発信、指定の考え方などについて議論がなされました。

最後に、5月の計画部会では、保全地域の現地視察を行いました。これは大変よい機会に恵まれましたが、視察先としては八王子の滝山里山保全地域及び立川にあります矢川緑地保全地域の2か所で行いました。そして、視察の後に対面で部会の開催がなされました。その際にも活発な意見交換がありまして、例えば、保全地域のPRの工夫、モニタリング手法、現場活動での工夫などについての議論がなされました。

本日は、これまで検討を行った内容について、計画部会の中で一定の結論を得ましたので、中間のまとめ（案）として本審議会に報告させていただきます。

この後、パブリックコメントを通じて、都民、また、事業者の皆様から御意見をいただき、さらに最終答申に向けて議論を深めていく予定です。

この計画の特に注目すべき点としては、やはり2050年までに100ヘクタールの新規緑地を指定していこうという明確な目標を掲げているということ。また、ボランティア活動などをはじめとして、都民の方がこの保全地域の魅力を感じてさらに触れ合う機会なども向上させていこうとしている点かと思います。

詳しくは、この後事務局から説明がありますけれども、御意見をいただけましたら幸いです。よろしくお願いたします。

○石井会長 ありがとうございます。

では続いて、事務局から願いたします。

○茂野緑環境課長 緑環境課長、茂野でございます。

それでは、御説明いたします。

報告事項、資料4-1「保全地域の保全・活用プラン（中間のまとめ）（概要版）」とな

ります。

なお、概要版につきましては、おおむね4-2の本編の目次に沿った構成となっております。

それでは、1ページ目。

上段の箱になります。保全地域制度と現状を記載してございます。先ほどもありましたけれども、保全地域制度につきましては、都内に残る良好な自然地や城址跡地など歴史的遺産と一体となった樹林などを、自然保護条例に基づき保全すべき地域として指定していく制度となっております。指定しますと、その保全地に影響を及ぼす建築行為などの各種行為につきまして制限がかかり、また、その土地を都が購入する、いわゆる公有化を図ることで良好な自然地を将来にわたって残していく制度でございます。

右の地図上に記載してございますが、現在、保全地域は都内に50か所、面積にしますと約760ヘクタールの地域を指定しているという状況になってございます。

次に、下の箱になります。プラン策定の背景・目的・計画期間でございます。

まず、策定の背景でございますが、国内外における生物多様性保全の高まりや、宅地開発等による緑地の減少、また、外来種侵入による保全地域の荒廃など、こうしたことがプランの背景となっております。

目的では、保全地域の価値や魅力をさらに向上させ、目指すべき姿を実現するため、次の太字の取組を掲げてございます。新規の保全地域の指定や生物多様性に配慮した管理、魅力ある保全地域を実現する取組、ボランティアさんや都民など多様な主体との連携や保全活動の担い手の育成などの取組を進めていくという形を記載してございます。

計画期間は令和12（2030）年度までとなっております。

次に、2ページ目となります。3つの目指すべき姿を掲げ、それぞれの課題、今後の取り組むべき施策を掲げてございます。

まず1つ目、一番左の目指すべき姿として、保全地域が生物多様性の拠点となっているということでございます。

中段には、そこを目指す上での課題となっております。現状、保全措置が取られていない緑地や既存の保全地域でも手入れ不足や地域の特色を踏まえた管理が十分でなかったり、また、希少種の盗掘、外来種の侵入など様々な課題がございますけれども、こうした課題を踏まえた対策が必要となってきます。

そこで、右側の今後の取り組むべき施策についてですが、まず1つ目、指定の拡大でござ

います。多様な生物の生息・生育する緑地を新規に指定して、保全地域を拡大してまいります。今後、約100ヘクタールを2050年度までに目指し指定していきます。

2つ目、生物多様性に配慮した管理体制の構築となります。私どもはコーディネート事業と呼んでおりますけれども、今後、各保全地域が生物多様性の拠点として機能していくため、専門家、それから、ボランティア団体の皆さん、地元自治体等と連携しながら、各保全地域の特徴やポテンシャルを把握し、その特徴等を生かす作業計画を策定し実施していきます。こうした取組を通じまして、保全地域の生物多様性を高めてまいります。

それから、3つ目、4つ目にあるとおり、希少種対策、外来種対策を進めていきます。希少種対策では、保全対策を保全地域内はもとより、保全地域の外でも進めていきます。また、外来種対策では、在来種に悪影響を及ぼすアライグマなどの外来種の駆除を進めていきます。

それから、雑木林などの二次林の伐採更新により、明るい林床を確保することや、また、住宅や道路などのインフラと接するいわゆる外周部の樹木の伐採を進め、適正に管理することにより、生物多様性の向上と併せて安全性の向上を促進してまいります。

次に3ページ目となります。

2つ目の目指すべき姿として、保全地域が都民に親しまれ重要性が理解されているということでございます。

そこを目指す上での課題として、保全地域の存在や意義、魅力、重要性が十分認知されていないなど、こうした課題を踏まえた対策が必要となります。

そこで、今後の取り組むべき施策では、体験プログラム「里山へGO！」などのコンテンツを充実させていくとともに、現場での看板の更新時にQRコードを活用した掲示など、情報発信等の工夫などを進めていきます。

それから、最後に3つ目の目指すべき姿として、多様な主体と連携し保全地域の保全に取り組んでいるということでございます。

ここを目指す上での課題として、活動を支える担い手の不足や、ボランティアさんの技術の向上、多様な主体との連携など、こうした課題を踏まえた対応が必要でございます。

そこで、今後の取り組むべき施策において、活動を支える取組としまして、先ほども触れましたが、体験プログラム「里山へGO！」にこれまで複数回参加するなど、保全活動に関心のある都民等と、こうした方々の受入れを希望するボランティア団体さんとをマッチングさせる仕組みの運用などを進めていきます。

また、より多くの主体と連携していくため、従来、自然活動プログラムへの参加対象は、

東京グリーンシップ・アクションでは企業の社員の方々、東京グリーンキャンパス・プログラムでは大学生の方を対象にしておりましたけれども、今後、より若い世代への活動参画への取組を進め、より多くの主体と連携していきます。

こうした取組に加えまして、ボランティア団体さん同士の技術交流等も進めながら、多くの方が保全地域を支える仕組みに携わっていく取組を推進していくといった形になってございます。

以上、こうしたことをプランでは示してございます。

概要版につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告を踏まえて、御意見のある方は挙手をお願いします。

進め方ですけれども、前の議題と同様に、御質問に対してはお答えさせていただき、いただいた御意見については、パブリックコメント後に開催する部会で議論していただいた上で、最終答申に反映させていただければと考えております。

なお、本日は時間も限られておりますので、御意見を全て伺えない可能性もありますので、別途、事務局宛てに御意見をいただく機会も設けたいと考えております。

では、御質問、御意見をお願いします。

石川委員、お願いします。

○石川委員 都民委員の石川と申します。よろしくお願いいたします。

この内容は、資料4-1と4-2の両方を拝読したのですが、結構、概要としましては、取り巻く課題というのが、先ほども御説明いただいたのですが、かなり重要なのかなと思っております。本編を見ますと、34ページから結構かなり細かく記載があってもっともだなという内容であり、極めて説得力があると感じるのですが、ちょっと今のやはり多分、概要編のほうの見せ方の問題とかかと思うのですけれども、やはり簡略化を優先させて、具体的にどうこうというのはやはり掘り下げが少し浅いように思いますので、今、ページネーションの見せ方でその課題点をもっと分かりやすく書くとか、もうちょっとポイントを掘り下げるとかがあると、具体的な施策とも関係が結びついてより理解が進むのではないかなと考えております。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

そのほか。

田尻委員、お願いします。

○田尻委員 田尻です。

先ほどと近い関係で恐縮なのですが、コメントというかお願いになります。3番目の目指す姿・課題・今後の取り組むべき施策についてというところで、1)で保全地域に新規指定を100ヘクタール、2050年までにということになっておりますけれども、先ほどの促進区域の選定の話とかと重なってくるのですけれども、こういった重要なところ、まだ指定されていない場所だと思いますので、促進区域の指定の際に何とか除外されるように部署間の調整といいますか、連携をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上です。ありがとうございます。

○石井会長 それでは、鈴木委員、続けてお願いします。

○鈴木委員 鈴木です。

先ほどの生物多様性の問題と非常に連動している内容なのですが、こちらのほうがより具体的で、目的、目標も明確なのです。その分、結局実行しないとほとんど意味がなくて、実行するにはやはり人、金、物が動かないと動かないわけですね。ですから、個々の活動が孤立してしまうよりも、そういうものを統合できるようなやはり拠点が必要だと思うのです。先ほど、生物多様性のほうでは自然史博物館のような拠点をということとか、あるいはデジタルミュージアムというアイデアもあったのですが、私はそういうものも全部統合して、こういう生物多様性とかその地域の生態を守る活動も含めて、人とか情報を集められるようなやはり拠点センターが必要だと思うのです。それはやはり名称としても博物館ではなくて、違う概念の施設、そういうものが必要かなと思ひました。その辺の具体的な御検討を継続してやっていただければと思ひます。

以上です。

○石井会長 そのほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここまでの御質問、御意見について、事務局から回答をお願いします。

○茂野緑環境課長 御質問ありがとうございます。

石川委員から、今回の概要版についての課題の見せ方というところで御意見をいただいたかと思ひてございます。すみません、本編のほうになりますと確かに80ページぐらい分量がありまして、お時間も限られている中でこの記載をもう少し工夫すればよかつたかなと思ひてございます。

それから、田尻委員から、今後の指定の中で、これから新規指定に向けては地元の団体さ

ん、それから、地元自治体さんとの意見調整を図りながら指定に向けて進めていく。指定に当たっては、当然、この審議会の先生や皆さんの御意見も聞きながら進めていくという形になります。おっしゃっていたような関係部署との調整も当然ながら進めていく形になると考えてございます。

それから、鈴木委員から御意見いただいた部分でございますけれども、これは保全地域だけではなくて、恐らく、その全般的なデジタルミュージアムだけではなくて、まさしくこの緑に関しての拠点の話となつてございますので、ちょっと私だけで全て答えられるところでもないのですけれども、ちょっとこの中のほうで生物多様性のほうの担当と調整しながら、どうするかということも含めて御相談をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

ここまでの御質問、御意見についてはよろしいでしょうか。

それでは、芳賀委員、続いて里吉委員、御質問、御意見をお願いします。

○芳賀委員 芳賀でございます。

先ほどの3ページの「里山へGO!」についていろいろ御説明いただきましてどうもありがとうございます。「里山へGO!」は非常に見やすく、活動に参加してみようかなという都民もたくさんいるのではないかなと思つていまして、ちょっと私も参加しようと思つたのですけれども、例えば、行きのところ、バスの送迎があると言つて行きだけは書いてあるのですけれども、帰りが書いていなかったら帰りはどうするのだろうかとか、あとは、その駐車場のところとか、いろいろとそのアクセスのところとかも書いていただけるといいなと思つているのが都民としての感想です。

あと、ボランティア同士の交流も今後、都として図っていただけるとするのはすごくありがたいことだなと思つていまして、若者を引き寄せている、成功している活動なんかをほかの団体が勉強できるというのはすごく素晴らしいことだなと感じております。

その一方で、東京都のほうでもNPOの認定を行っているのですけれども、事業報告書のほうを見てみると、非常にいい活動はしているのですが、財務面でもうちょっとアドバイスする人がいればこの活動がもっと幅広く行えるのにと思つたり、数年後はちょっとこれは危ういよというふうに思えるところもあります。以前も審議会のところでちょっと私は発言させていただいたのですけれども、例えば、そのNPOで人材育成の面ですとか、あと、財務面ですとか、NPOとか環境系のボランティアの団体を育てるような勉強会の機会も設けていただけると

ありがたいなと思いました。

以上でございます。

○石井会長 では続いて、里吉委員、お願いします。

○里吉委員 ありがとうございます。

私も保全地域の指定がすごく大事だと思っていて、これまでもちょっと議会でも取り上げてきたのですが、本編の34ページにあります、生物多様性保全上で重要な谷戸の抽出を行って、これは平成23年度に行って、令和2年度に再度調査を行ったら、開発で消失したり、改変されていることも明らかになったと。保全措置が取られていない生物多様性保全上重要な谷戸等が残されていることも明らかになったということで、ここはぜひ保全したいということだと思うのですけれども、これが平成23年から令和2年の間に改変されてしまったのは、全部ではなくてもいいのですけれども、例えば、どういうことで改変されてしまったか、どういう開発がされたのかというのがもしお答えできれば教えていただきたいということと、残っている部分については100ヘクタールまで保全地域を指定するという中で大体網羅できるものなのか、全部は無理なのか、そこら辺の規模感を教えていただきたいと思います。

それから、最後にちょっと簡単な要望なのですけれども、本編の60ページに、SNSで希少種の位置情報を悪意がなくて流してしまう人がいて、それで貴重な希少種が持っていかれてしまうということが、私も自然保護団体の方に言われて、私もここはこんな大事な場所だから自然を残してほしいという意味で写真に撮ろうとして、それは絶対にやっては駄目ですと怒られて、説明を聞いたらなるほどそれはそうだなと。その貴重なものを盗みに来る人がいて、それがここにあるという情報を盗人に与えてしまうということで絶対に駄目なのだということはそのときに理解したのですけれども、私のように悪気はなくてそういうことをやってしまう人がいるので、ちゃんとそこに注意しますということがここに書いてあって、すごく大事なことだなと思うので、できるところからもうやっつけたいのではないかと思います。これは今からでもできるところからどんどんやっていただきたいなと思いました。これを読んでいると、持って行ってしまう人との闘いがすごく書かれているので、少なくとも善意で、悪意なくそれに加担してしまうような人がいないようにぜひしていただきたいなという、これは要望です。

以上です。

○石井会長 それでは続いて、須田委員、お願いします。

○須田委員 須田です。

先ほどの鈴木委員の話に付け加えるような形なのですが、これはいずれ計画部会かしかるべき委員会の中で、検討会の中でお話ししようかとずっと考えていたことなのですが、今、お話がありましたのでちょっと私見を述べさせていただきます。

情報の収集、発信、解析などにはやはり何かセンターとなる施設が必要なわけです。その場合に一番望ましいのは自然史博物館ということになりますが、自然史博物館は管轄が大体、教育委員会なのです。なので、例えば、環境局でこのようなことをしたいというときに部局間折衝が必要ですし、必ずしもスムーズに話が進むとは限らないわけです。例えば、千葉県では、県立の自然史博物館とともに生物多様性センターというのを設けていまして、生物多様性に関わる森羅万象はそちらの多様性センターのほうで扱うということになっていまして、多様性センターのほうから必要があればしかるべき県立自然史博物館の学芸員の方に問合せが行くとか、そのような形になっています。なので、東京都も本来であれば自然史博物館を目指すということはもちろんのこと、生物多様性センターをつくって、そこで今お話しされたような様々なことを扱うという形にしたらいかがだろうかというふうに、私は常々考えております。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、時間もありますので、御意見いただくのはここまでとしまして、事務局から簡単に御回答をお願いします。

○茂野緑環境課長 御意見ありがとうございます。

芳賀委員からいただきました「里山へGO！」でございますけれども、こちらは送迎の行きも帰りも、記載はちょっと不足があったのかもしれませんが、ちゃんと送りもしてございますので、ちょっと表記の仕方につきましては今後改善していきたいと思っております。

それから、ボランティア団体さんの交流というのも現在もしているところなのですが、より一層持っている情報を共有することでそれぞれのボランティアさんが高まっていくような、そういった取組をなお一層進めていきたいと思っております。

それから、NPOの方々の、人材ですとか財政面のいろいろな課題があつて、NPO自体の認定自体は私どもの所管ではできないのですが、あるいはそのボランティアさんの交流を通じて、こうしたNPOの立ち上げ、そういったノウハウも場合によっては交流を通じて得られるかもしれませんので、そういったところも大事にしていきたいと考えてございます。

それから、里吉委員からいただいた御意見といいますか御質問でございますけれども、ちょっと今、手持ちでデータとかがなくて、改変の理由につきましては、恐らく宅地開発ですか、宅地だけではないにしろいろいろなところの開発があって、それはインフラもそうですけれども、そういったものによって減少していったのではないかという、あくまでも個人的な推測になりますけれども、そういうふうに考えてございます。

それから、今後、2050年に向けまして100ヘクタールを目指していくということでございますけれども、今、規模感のお話がありましたけれども、そこについてはそこをクリアできるように、都内の良好な緑地を保全地域に指定していきたいと考えてございます。

それから、SNSの活用でございますけれども、確かに善意ある方で結果的にはそのような希少種を減らしてしまうような結果につながらないように、日頃から保全地域の希少種の存在ですとか保全地域に対する考え方ですとか、こういったものの情報提供ですとか、あるいは行動変容といったところの情報発信をしっかりしていきたいと思っております。

それから、須田委員のほうにつきましては、緑施策推進担当の青山から御説明をさせていただきます。

○青山緑施策推進担当課長 緑施策推進担当課長の青山でございます。

須田委員から、今、御意見を頂戴いたしまして、鈴木委員の御意見に絡んだ御意見でしたけれども、自然史博物館というよりも、千葉県でやっているような生物多様性センターをつくったらいいのではないかというアドバイスでございました。私どもも、先ほど地域戦略の議論の中でも御説明さしあげましたとおり、自然情報を発信する拠点という整備を、今、検討を進めているというところでございますけれども、それだけではなく、先ほど鈴木委員からも御指摘いただいたように、いろいろな人の連携する拠点であるとか、あとは、人材の育成の拠点であるとか、そういった機能も非常に重要で必要なことだと考えております。本当にこれからの検討になるのですけれども、先ほどの自然情報も含めてそういった連携した機能を持たせたり、その他いろいろな機能を持たせるということも、今後、生物多様性保全を進める上で必要かというふうに認識してございますので、引き続き、この辺の検討は進めさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

まさに今日の議事の3番目の地域戦略の行動方針を踏まえて具体的にどういうことをするかということが、この4番目の議事のところで随分議論になったと思います。2つは非常に

密接に結びついた議事だなと思いました。

それでは、今日は予定した時間になりましたので、一旦ここで質疑を終了させていただきますけれども、初めに申し上げたとおりに、明日以降、事務局宛てに御意見をいただく機会を設けたいと考えております。詳細は、後ほど事務局から御案内するという事になっておりますのでよろしく申し上げます。

では、計画部会のほうで引き続き答申に向けて、審議をお願いいたします。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

○茂野緑環境課長 ありがとうございます。

○石井会長 それでは、取りあえず本日予定の全ての議事は、ここで終了ということにしたいと思います。

その他、事務局から連絡事項などがありましたらお願いします。

○松岡計画課長 委員の皆様、長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございました。

事務局より今後のスケジュールについて御連絡させていただきます。

本日、御承認いただきました計画部会案件の2件につきましては、先ほど計画部会長からも御連絡がありましたとおり、この後パブリックコメントを行います。

また、会長から御案内いただいたとおり、御意見のある委員の方におかれましては、パブリックコメントと同時期に事務局まで御意見をお寄せいただければと思います。詳細はこの後メールにて御案内させていただきます。

御意見を受けまして、部会で御議論いただいた後に、答申案として審議会に諮らせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○石井会長 それでは、本日は活発な御審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、第151回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。